

○工事請負契約に係る指名停止措置要領

(平成15年10月1日通達第56号)

改正 平成18年5月19日通達第40号 平成25年3月28日通達第26号
平成26年5月13日通達第41号 平成26年9月18日通達第58号

(指名停止)

- 第1条 財務部長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 財務部長が指名停止を行ったときは、契約を担当する者は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 契約を担当する者は、契約事務取扱細則(平成15年細則第76号)第4条第2項で規定する文部科学省の有資格者を工事の請負契約のため指名を行うに際し、同省が指名停止の措置を行っている場合は、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 財務部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 2 財務部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 財務部長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 当該有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれの指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 財務部長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 財務部長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24ヶ月を超える場合は24ヶ月)まで延長することができる。
- 5 財務部長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第10号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 財務部長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 財務部長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は当研究所の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第10号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第10号に該当する有資格者の悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 当研究所の職員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名停止の措置対象区域の特例)

第5条 財務部長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 財務部長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有

資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(有資格者への指名停止の通知)

第6条 財務部長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第4条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく書面をもって通知するものとする。

2 財務部長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当研究所の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約を担当する者は、次に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、契約を担当する者は、あらかじめ財務部長の承認を受けて、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 財務部長は、前項の承認をしたときは、契約審査委員会に報告するものとする。

(下請け等の禁止)

第8条 契約を担当する者は、指名停止の期間中の有資格者が当研究所の発注する工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。ただし、当該有資格者が指名停止の期間の開始前に下請し、又は工事完成保証人となっている場合は、この限りでないものとする。

(契約を担当する者への指名停止の通知)

第9条 財務部長は、第1条第1項若しくは第2条各号の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第4条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、契約を担当する者に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 財務部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この通達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年5月19日通達第40号)

この通達は、平成18年5月19日から施行する。

附 則(平成25年3月28日通達第26号)

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月13日通達第41号)

この通達は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年9月18日通達第58号)

この通達は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当研究所の工事に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約相手方として不適当であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当研究所の工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く)</p> <p>3 関東、東北、中部及び近畿地区内において、当研究所以外のものが発注した工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の契約相手として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 当研究所の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微な者を除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合で、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 当研究所の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当研究所の役員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p>

<p>工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの。(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、関東、東北、中部及び近畿地区の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる者が、関東、東北、中部及び近畿地区以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等</p>	<p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 関東、東北、中部及び近畿地区内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 当研究所の工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格者である個人、有資格者の一般役員等又は使用人が関東、東北、中部及び近畿地区内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>7 当研究所の工事に関し、有資格者である個人、有資格者の一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>8 公共機関の工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>9 当研究所の工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>10 当研究所の工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>11 関東、東北、中部及び近畿地区内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次号に掲げる場合を除く。</p> <p>12 当研究所の工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p> <p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

注)

- 関東地区 東京都、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、神奈川県
- 東北地区 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- 中部地区 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
- 近畿地区 大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県